

株式会社常笑ファーム 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社常笑ファーム と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. 農畜産物の生産、加工及び販売
2. 農畜産物の貯蔵及び運搬
3. 肥料及び飼料の生産
4. 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置運営及びこれらに必要な労務の提供
5. 農業体験型農園の運営
6. 農業研修施設の運営
7. レストランの設置及び運営
8. 直接販売施設の設置及び運営
9. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を熊本県球磨郡湯前町に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式の総数は、1000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しないものとする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し共同して請求しなければならない。ただし、会社法施行規則22条1項各号に定める場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印しなければならない。その登録又は表示の抹消についても、同様とする。

(手数料)

第11条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第12条 株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。これらを変更した場合も、同様とする。

2 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

(基準日)

第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するために必要があるときは、取締役の過半数の決定をもって臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株 主 総 会

(招集及び招集権者)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集する。社長に事故若しくは支障があるときは、予め定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

3 株主総会を招集するには、会日より3日前までに、当該株主総会において議決権を行使することができる各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、当該株主総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときはこの限りではない。

4 前項の招集通知は、書面であることを要しない。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故若しくは支障があるときは、他の取締役が議長になり、取締役全員に事故若しくは支障があるときは、株主総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

- 2 前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2名以上の代理人を選任することはできない。

(総会議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第19条 当会社には、取締役1名以上を置く。

(取締役の選任)

第20条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

- 2 前項の選任については、累積投票の方法によらない。

(取締役の資格)

第21条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第23条 当会社に取り締役を複数名置く場合には、取締役の互選により代表取締役1名を定める。

- 2 当会社に置く取締役が1名の場合には、その取締役を代表取締役とする。

- 3 代表取締役を社長とする。

(取締役に対する報酬等)

第24条 取締役に対する報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第25条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第26条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(配当金の除斥期間)

第27条 剰余金の配当が支払の提供をした日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第28条 当社の設立時発行株式の数は300株とし、その発行する価額は1株につき金1万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額及び資本金)

第29条 当社の設立に際して出資される財産の価額は、金300万円とする。

2 当社の成立後の資本金の額は、金300万円とする。

(最初の事業年度)

第30条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から令和4年2月末日までとする。

(設立時取締役等)

第31条 当社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりである。

設立時取締役 藤岡 洋史、藤岡 孝史、多良木智晴、石神健一郎

設立時代表取締役 藤岡 洋史 熊本県球磨郡湯前町2626番地1

(発起人の氏名又は名称、住所、割当てを受ける株式数及びその払込金額)

第32条 発起人の氏名又は名称、住所、発起人が割当てを受ける株式数及びその払込金額は、次のとおりである。

熊本県球磨郡湯前町2626番地1

普通株式100株 金100万円 藤岡 洋史

熊本県球磨郡湯前町1955番地2

普通株式100株 金100万円 藤岡 孝史

熊本県球磨郡湯前町2626番地1

普通株式100株 金100万円 株式会社常笑

(法令の準拠)

第33条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社常笑ファーム を設立するため、発起人の定款作成代理人である 行政書士 江道寺勲 は電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名する。

令和 3年 3月 3日

発起人 藤岡 洋史

藤岡 孝史

株式会社常笑 代表取締役 藤岡洋史

上記の発起人3名の定款作成代理人

行政書士 江 道 寺 勲